

# こどもみらい住宅支援事業 料金表

令和4年3月1日制定  
株式会社 技研

一戸建ての住宅

単位:円(税込)

	通常申請	41,800
評価書等を活用して申請を行う場合 <sup>※1</sup>	断熱等性能等級4、若しくは一次エネルギー消費量等級4が確認できる評価書等	22,000
	断熱等性能等級4、及び一次エネルギー消費量等級4が確認できる評価書等	13,200

※1 当社へ他制度(住宅性能評価、住宅性能証明、フラット35S等)の省エネ基準を満足する申請がされている場合

単位:円(税込)

変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼	20,900
------------------------	--------

単位:円(税込)

省エネ性能等を証明する書類 発行受付書 発行依頼	2,200
--------------------------	-------

共同住宅等に関しては、別途お問い合わせ下さい。

注1 再発行が必要な場合は2,200円(税込)／戸がかかります。

## 【適合審査料金の徴収方法及び徴収時期】

### 1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、銀行振込、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定りそな銀行の口座とする)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込みとする。

### 2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

### 3.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

- 1)年間の申請件数が一定数を超える場合
- 2)当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合
- 3)あらかじめ当機関が定める条件を満たした申請を行った場合

### 4. 取り下げ際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)